

茨城県開発審査会付議基準「包括承認基準5 自動車解体業の施設の取扱いについて」の廃止について

茨城県では、都市計画法に基づく市街化調整区域での開発等許可にあたり、同法第34条第14号に基づく立地基準として、茨城県開発審査会付議基準「包括承認基準5 自動車解体業の施設の取扱いについて」を平成16年6月に制定し、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）第2条第13項に規定する解体業の施設を適用対象として、開発等許可事務を施行してきたところですが、以下の理由により、令和4年2月28日付までの申請受付を期限として廃止します。

<廃止の理由>

- ・ 本基準の制定時の趣旨は、当時の自動車リサイクル法改正に伴う時間的なもの（法改正により解体業を行うためには建築行為が必要となったため、法改正の移行期において開発等許可を要する施設が相当数見込まれたことへの事務処理上の円滑化を目的としたもの）であり、今般の全国的な取扱い状況等を勘案し、定型的・類型的な取扱いではなく、個別・具体的な取扱いによる許可体制へのすみやかな見直しが必要であるため、本基準を廃止します。

<包括承認基準5の廃止後の取扱い>

- ・ 提案基準12「その他特に定めのないものの取扱いについて」を適用し、個別・具体的に施設の必要性等の審査を行うこととなります。
（茨城県開発審査会へあらかじめ付議して判断することになります。）

<令和4年2月28日までの申請受付にあたっての注意点>

- ・ 2月28日の開庁時間内（8：30～17：15）までに受付した開発等許可申請については、従前通りに包括承認基準5を適用できますが、廃止日直前での申請となるため、申請時に自動車リサイクル法に基づく解体業の許可の見込みを示す書類が添付されていない場合は、受付をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
（裏面の注意事項を参照）

◎注意事項（令和4年2月28日までの申請の取り扱い）

1. 令和4年2月28日までに受付した開発等許可申請については、従前通りに包括承認基準5を適用できますが、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可の見込みがあることが許可要件となるため、許可申請書には、茨城県廃棄物規制課から適当と認められた「使用済自動車の解体業の施設に係る事業計画書の審査結果について（通知）」の写しの添付が必要となります。^(※)
2. 開発等許可申請時に上記1の茨城県廃棄物規制課からの通知の写しの添付がない場合は、許可要件を満たすことを確認できないため、受付をお断りさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※なお、開発等許可申請時にやむを得ない理由により上記1の茨城県廃棄物規制課からの通知の写しの添付ができない場合は、以下の2点の書類を開発等許可申請時に追加添付していただき、解体業の許可の見込みが不透明の中での申請になることについての「最低限の関連手続きの進捗確認」及び「申請者の意思確認」をさせていただきますのでご理解・ご協力をお願いします。

（上記1を添付できない場合の開発等許可申請時の追加書類）

- ① 茨城県廃棄物規制課が受付印を押印済みの「使用済自動車の解体業の施設に係る事業計画書」（事前審査の協議申請書の鑑文）の写し
→最低限、県廃棄物規制課の「解体業の許可」の手続きに着手済みであることを確認するため
- ② 茨城県廃棄物規制課の事前審査の協議が打ち切り又は取り下げになった場合の取扱いに係る意思の確認
→「解体業の許可」の見込みが立たない場合は、開発等許可の要件を満たせなくなることの意味を確認するため